

青色特報 第二弾！！

中小企業庁から個人事業主の為の

月次支援金

が創設されました！

★申請期間 2021年6月中下旬以降

★給付額 上限10万円/各月

★給付対象事業者

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けて
いること

②2019年または2020年の4月、5月、6月の売上に

対して2021年の同じ月の売上が50%以上減少

※地方公共団体から休業・時短営業に伴う「協力金」を受給
した事業者は給付対象外です。

☆詳細は鶴見青色申告会事務局までご連絡ください。

TEL 045-521-1145